

（評価実施時期：平成22年8月）

担当部局名： 大臣官房市民活動促進課

<p>政策名</p>	<p>市民活動の促進 【実績評価方式】</p>	<p>根拠となる法令等（2つまで） 特定非営利活動促進法</p>										
<p>政策概要</p>	<p>特定非営利活動法人は、「新しい公共」の担い手の一つとして、今後もますます重要な役割を果たすことを期待されており、特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図る。</p>											
<p>施策名</p>	<p>①市民活動の促進</p>											
<p>評価結果</p>	<p>【総合的評価】 特定非営利活動法人は、全国で約4万法人を数えており、社会において広く認知されている。また、質の向上のためには、市民の目にその活動を晒すことが必要であり、NPOホームページにおいて、各法人について広範に情報提供を行ってきた。 さらに、内閣府においてNPOと行政との連携・協働の優良事例を紹介しているが、それについても高い評価を得ている。</p> <p><施策評価結果一覧></p> <table border="1" data-bbox="368 954 1350 1055"> <tr> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>未集計等</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1 ①</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>（必要性） 公共サービスの提供主体として、従来の行政機関だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野で参加する、いわゆる「新しい公共」の考え方がこれからの重要な政策課題の一つとして注目されている。この「新しい公共」の担い手の一つが特定非営利活動法人である。同法人は、「新しい公共」の担い手の一つとして、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されており、法の適切な施行等を通じた市民活動の促進の必要性が高まっている。</p> <p>（有効性） 申請の受理から認証・不認証までの法定期間の遵守などは、制度全般の信頼性の維持に有効だったと考えられる。NPOホームページの運用においては、法人の事業報告書等の情報を速やかに掲載していることで、認証・監督を行う際の広範な情報提供に有効に働いていると考えられる。 また、NPOと行政との連携・協働の推進を目的として行った「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の優良事例について、想定以上の肯定的な評価が得られたことで、関係者の新たな取組を行う意欲を高めることに結びついた。</p> <p>（効率性） 特定非営利活動法人の認証・監督のための事業報告書等の検査作業及びNPOホームページ掲載のための事業報告書等の電子化作業等については、引き続き、一般競争を行い、業務の効率的な実施を図った。 また、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の採択にあたっては、事業内容に基づき請負額の精査を行い、経費削減に努めた。なお、当該事業の事業成果に関するフォーラムの開催を見直し、効率的な実施に努めた。</p>		S	A	B	C	未集計等	0	1 ①	0	0	0
S	A	B	C	未集計等								
0	1 ①	0	0	0								
<p>反映の方向性</p>	<p>今後も法人数の増加が予想される中で、引き続き認証・監督業務が適切に行われる必要があるため、体制の整備を図る。IT利用による情報提供に関しては、NPOホームページのアクセス件数を減少させないよう、ホームページの利便性等を考慮し、情報提供の円滑化に努めることとする。 また、財政基盤への不安の声が多いことを受けて、法人を巡る税制のあり方を見直すべく、税制調査会市民公益税制PT「中間報告書」の内容の平成23年度税制改正における実現に向けて、法の所管庁の立場から総務省・財務省等と共に検討を進めていく。</p> <p><反映の方向性一覧></p> <table border="1" data-bbox="368 1962 1350 2051"> <tr> <td>引き続き推進</td> <td>拡充等</td> <td>改善・見直し</td> <td>抜本的見直し</td> <td>平成23年度に新設</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設	①				
引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設								
①												